

津市美杉ゲートボール場の廃止について

1 経過及び現状等

津市美杉ゲートボール場は、旧美杉村が平成３年に整備したものでありますが、その用地が私有地であったため、当該土地所有者と土地賃貸借契約を締結した上でゲートボール場として設置したものです。

こうした中、平成２６年２月２７日付け（同月２８日受付）で、当該土地所有者から、津市美杉ゲートボール場用地に係る土地賃貸借契約について、都合により平成２６年度以降は更新しないとの申入れがありました。このため、同年３月３１日付けで、当該土地所有者と津市との間で、土地賃貸借契約を更新しないこと及び津市が建設した建物その他工作物の取扱いについては別途協議を行うことを書面により確認しました。

さらに、同年４月１日付けで、当該土地所有者から、当該土地を売り渡すまでの間、津市は使用することができる旨の土地使用の承諾を書面により頂きました。

その後、当該土地が同年５月２８日付けで、第三者に売り渡（所有権移転）されたため、津市美杉ゲートボール場について利用者の皆様に周知した上で同日から同年９月３０日まで休業としました。

これらのことから、同年１０月１日以降においては、津市美杉ゲートボール場は廃止することとし、これに代えて、利用関係者等及び美杉町ゲートボール連合会との話し合いにより、津市美杉竹原多目的グラウンドを使用することの了解は頂いています。

2 施設内容等

- (1) 施設名 津市美杉ゲートボール場
- (2) 所在地 津市美杉町竹原２７２番地
- (3) 施設内容 ゲートボールコート４面
- (4) 施設利用時間 午前８時３０分から午後４時３０分まで

3 廃止予定日

平成２６年９月３０日

4 今後の予定

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部の改正についての議案を平成２６年第３回津市議会定例会へ提出する予定です。